資料２

# 国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

## 素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 56 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項２<br>⑤委託先名の確認方法 | 情報公開請求等にて公開 | 委託先名は調達関係情報として当区のＷｅｂサイトに公開する。 | 実態に即した修正が必要であったため。 | パブリック・コメント |
| 2 | 58 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項５<br>⑤委託先名の確認方法 | 情報公開請求等にて公開 | 委託先名は調達関係情報として当区のＷｅｂサイトに公開する。 | 実態に即した修正が必要であったため。 | パブリック・コメント |
| 3 | 59 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項６<br>⑤委託先名の確認方法 | 情報公開請求等にて公開 | 委託先名は調達関係情報として当区のＷｅｂサイトに公開する。 | 実態に即した修正が必要であったため。 | パブリック・コメント |
| 4 | 60 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項７<br>⑤委託先名の確認方法 | 情報公開請求等にて公開 | 委託先名は調達関係情報として当区のＷｅｂサイトに公開する。 | 実態に即した修正が必要であったため。 | パブリック・コメント |
| 5 | 80 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項２<br>⑤委託先名の確認方法 | 情報公開請求等にて公開 | 委託先名は調達関係情報として当区のＷｅｂサイトに公開する。 | 実態に即した修正が必要であったため。 | パブリック・コメント |
| 6 | 83 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項７<br>⑤委託先名の確認方法 | 情報公開請求等にて公開 | 委託先名は調達関係情報として当区のＷｅｂサイトに公開する。 | 実態に即した修正が必要であったため。 | パブリック・コメント |

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 135 | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>３.特定個人情報の使用<br>リスク２：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>ユーザ認証の管理<br>具体的な管理方法 | ＜国民健康保険システムにおける措置＞<br>・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証、ICカードによる認証及び生体認証（顔認証）を行っている。 | ＜国民健康保険システムにおける措置＞<br>・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証（顔認証）を行っている。 | 新たなリスク対策であるICカードによる認証について追記する必要があったため。 | パブリック・コメント |
| 8 | 1 | 表紙 | ［令和6年10月　様式4］ | ［平成30年5月　様式4］ | 全項目評価書の様式が改正（表紙の年月表記のみ）されたため、年月を更新した。 | 第三者点検 |
| 9 | 51 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１．特定個人情報ファイル名<br>（１）国保賦課ファイル<br>６．特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法 | 国民健康保険システム | 国保標準システム | 令和７年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 10 | 75 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１．特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>６．特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法 | 国民健康保険システム | 国保標準システム | 令和７年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 11 | 98 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１．特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>６．特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法 | 国民健康保険システム | 国保標準システム | 令和７年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 12 | 105 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１．特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>⑥委託先名 | 株式会社バックスグループ | 委託先名は調達関係情報として当区のＷｅｂサイトに公開する。 | 委託先が決定したため、表記を修正した。 | 第三者点検 |
| 13 | 110 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１．特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>６．特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法 | 国民健康保険システム | 国保標準システム | 令和７年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 6 | Ⅰ 基本情報<br>２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム２<br>②システムの機能 | ７．保険証（令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の一括更新 | ７．保険証（（令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の一括更新 | 不要な括弧（が記載されていたため、削除した。 | 第三者点検 |
| 15 | 47 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（1）国保賦課ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>提供先20 | 都道府県知事 | 都道府県知事等 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 16 | 61 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>提供先1 | 都道府県知事等 | 厚生労働大臣 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 17 | 61 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>提供先1<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の161の項 | 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1の項 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 18 | 61 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>提供先1<br>②提供先における用途 | 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務 | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 19 | 61 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>提供先1<br>③提供する情報 | 医療保険給付関係情報 | 医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 71 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先1<br>①法令上の根拠 | 個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第９条第１項　別表の24の項） | 個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第９条第１項　別表第一の１６の項 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 21 | 72 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先2<br>②移転先における用途 | 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項　別表の61の項） | 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第９条第１項　別表第一の４１の項） | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 22 | 72 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先3<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 23 | 72 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先3<br>②移転先における用途 | 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項　別表の100の項） | 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項　別表第一の68の項） | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 24 | 73 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先4<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 | 73 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先4<br>②移転先における用途 | 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項　別表の23の項） | 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第９条第１項　別表第一の１５の項） | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 26 | 74 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先6<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 27 | 74 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先7<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 28 | 74 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（２）国保資格ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先8<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 29 | 81 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項３ | 被保険者に対する被保険者証（令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 | 被保険者に対する被保険者証（令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の交付、給付関連省の認定・交付に関する事務 | 表記に誤りがあったため、修正した。 | 第三者点検 |

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 30 | 81 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項３<br>①委託内容 | 被保険者に対する被保険者証（令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 | 被保険者に対する被保険者証（令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の交付、給付関連省の認定・交付に関する事務 | 表記に誤りがあったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 31 | 85 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>提供先４ | 都道府県知事 | 厚生労働大臣 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 32 | 85 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>提供先４<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の164の項 | 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の5の項 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 33 | 85 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>提供先４<br>②提供先における用途 | 「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務 | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 34 | 85 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>提供先４<br>③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 35 | 94 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先２<br>②移転先における用途 | 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項　別表の61の項） | 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第９条第１項　別表第一の４１の項） | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 36 | 95 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先3<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 37 | 95 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先3<br>②移転先における用途 | 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項　別表の100の項） | 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項　別表第一の68の項） | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 38 | 95 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先４<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 39 | 95 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先４<br>②移転先における用途 | 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項　別表の23の項） | 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第９条第１項　別表第一の１５の項） | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 40 | 96 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先6<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 41 | 97 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先7<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 42 | 97 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（３）国保給付ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先8<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 43 | 106 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先１<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 44 | 106 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先１<br>②移転先における用途 | 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項　別表の23の項） | 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第９条第１項　別表第一の１５の項 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 45 | 106 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先２<br>②移転先における用途 | 個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第９条第１項　別表の24の項） | 個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第９条第１項　別表第一の１６の項 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 46 | 107 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先３<br>②移転先における用途 | 軽自動車税の還付・充当業務（番号法第９条第１項　別表の24の項） | 軽自動車税の還付・充当業務（番号法第９条第１項　別表第一の１６の項 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 47 | 107 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先４<br>②移転先における用途 | 固定資産税の還付・充当業務（番号法第９条第１項　別表の24の項） | 固定資産税の還付・充当業務（番号法第９条第１項　別表第一の１６の項） | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 48 | 108 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先６<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 49 | 109 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先７<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |

| No. | 頁 | 該当箇所 | 変更後（現在の記載） | 変更前（素案の記載） | 変更理由 | 変更の契機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 50 | 109 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>１.特定個人情報ファイル名<br>（４）国保収滞納ファイル<br>５.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）<br>移転先８<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | 番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定 | （別添３）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。 | 第三者点検 |
| 51 | 157 | Ⅵ 評価実施手続<br>１．基礎項目評価<br>①実施日 | 令和6年8月19日 | 令和5年8月23日 | 実施日を最新の日付に修正した。 | 自己点検 |
| 52 | 157 | Ⅵ 評価実施手続<br>２．国民・住民等からの意見の聴取<br>②実施日・期間 | 令和6年10月10日から令和6年11月8日までの30日間 | 令和5年10月5日から令和5年11月6日までの33日間 | パブリック・コメント制度の実施日等を最新の日付等に修正した。 | パブリック・コメント実施期間の終了による |
| 53 | 157 | Ⅵ 評価実施手続<br>２．国民・住民等からの意見の聴取<br>④主な意見の内容 | 個人情報の保護、社会保障・税番号制度全般について | － | パブリック・コメントの意見提出を受けたため。 | パブリック・コメント実施期間の終了による |
| 54 | 157 | Ⅵ 評価実施手続<br>２．国民・住民等からの意見の聴取<br>⑤評価書への反映 | 名称の表記方法の統一する等、一部評価書に反映する意見があった。<br>寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。 | － | パブリック・コメントの意見提出を受けたため。 | パブリック・コメント実施期間の終了による |
| 55 | 157 | Ⅵ 評価実施手続<br>３．第三者点検<br>①実施日 | 令和6年9月30日から令和6年11月13日まで | 令和5年10月20日から令和5年12月12日まで | 第三者点検が終了したため。 | 第三者点検の終了による |
| 56 | 157 | Ⅵ 評価実施手続<br>３．第三者点検<br>③結果 | 特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、文言や内容の整理等について指摘があった。<br>なお、指摘事項を修正し適切かつ妥当な内容と認められた。 | 特定個人情報保護評価指針第10（2）に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、以下の点について指摘があった。<br>◆「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」における「２．基本情報」、「３．特定個人情報の入手・使用」「４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、入手方法等を実態にあわせて修正、委託先名を表記するよう指摘を受け、内容を修正し、適切かつ妥当な内容と認められた。<br>◆誤字・脱字・補記の指摘に対し、内容を修正の上、適切且つ妥当な内容と認められた。 | 第三者点検が終了したため。 | 第三者点検の終了による |